

2020年5月29日

関係各位

株式会社ディ・ポップス
代表取締役社長
後藤 和寛

総務省による行政指導（指導）について

2020年5月29日付にて弊社は総務省より、2019年11月13日に発生した店舗における事案につきまして、電気通信事業法違反を理由とする行政指導（指導）を受けました。

いずれも、2019年10月1日に施行された「電気通信事業法の一部を改正する法律」（以下「改正法」）に伴い、端末代金の値引き額の上限が2万円に制限されましたが、この金額を超える値引きをおこなったことによるものです。

改正法の詳細が公表されて以来、弊社ではその内容を理解し新制度を遵守する営業体制を整え、これを管理してまいりました。上述した事案はいずれも新制度の内容について社内周知が至らず、一部に誤解があったことによるもので、社内の検証作業の中で発覚しました。この事態を踏まえ、弊社自ら総務省に事案一件を申し出、同時に値引きにおける業務フローを変更しました。また、2020年3月までにモバイル事業における全担当者を対象に改正法の要注意箇所に関する複数の研修を実施・完了しております。

本件により、お客様をはじめ、ステークホルダーの皆様にご心配とご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今回の行政指導内容を真摯に受けとめ、社会から信頼される企業となるために、引き続き営業体制の管理・検証および社内教育の充実をはかり、コンプライアンスの遵守に努めてまいります。

以上